

新型コロナウイルス感染症に関する実習への対応について（教員向け／第一報）

2020年2月14日

看護学部長 柳澤尚代

弘前学院大学看護学部における、新型コロナウイルス感染症に関する実習への対応について連絡をいたします。

- 1) 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症の指定感染症への指定を受けた学校保健安全法上の対応について」の通知文の中で、今後の対応について以下のように記述しています。

当該政令により指定感染症に指定されると、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第2項）。このため、各学校（専修学校を含み、各種学校を含まない。）の校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができます。（国公立大学法人、大学等については、上記に準じた対応を行います。）

- 2) 看護学部の実習に関しては、当学部の看護学生が新型コロナウイルスに感染した場合、上記1)において学長は実習施設への出席を停止させることができると記載されていますので、治癒するまでの期間は実習への出席は停止となります。
- 3) 実習施設（医療機関、行政機関、保育園等）において、新型コロナウイルスに感染した患者等が発生した場合は、実習施設と対策を協議し、学生の生命が守られるような対応を直ちに行います。
- 4) 上記2) および3) の状況が発生した場合は、直ちに看護学部内に対策委員会を立ち上げ、対策を協議し、実施します。
- 5) なお、連絡体制は実習要綱の「事故発生時の連絡フローチャート」に基づき対応します。